

「福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例」のあらまし

～施行日：平成19年10月1日～

面積1,000㎡超または、高さ5m超の土砂埋立て等は、



が必要です。



条例による
許可標識

条例の概要

目的(第1条)

◎土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等に起因する災害発生を防止し、もって市民生活の安全に寄与する。

土砂埋立て等の定義(第2条)

◎「土砂埋立て等」とは、次の一つ又は両方の行為をいう。

- ①土砂による土地の埋立て、盛土その他のたい積
- ②切土

※[土砂]とは、土、砂、石その他これらに類するものをいう。

責務(第3条)

◎事業主と施工者は、土砂埋立て等による災害発生防止に必要な措置を講じなければならない。

◎土地所有者等も、災害防止に努めなければならない。

※[事業主]とは、自ら又は人に行なわせて土砂埋立て等を行なう者をいう。

※[施工者]とは、事業主から請け負って土砂埋立て等を行なう者をいう。

許可の対象(第4条)

◎次のいずれかの「土砂埋立て等」を行う事業主は、市長の許可を受けなければならない。

- ①面積 1,000㎡超
- ②高さ 5m超

※面積が1,000㎡以下であっても「土砂埋立て等」の高さが5mを超える場合は許可が必要です。

◎ただし、次の土砂埋立て等は許可不要とする。

- ①非常災害のための応急措置。
- ②国、地方公共団体、公共的団体が行うもの。
- ③福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例の許可を受けて行うもの。
- ④採石法、砂利採取法の許可を受けて採取した土砂のみで行うもの。
- ⑤公有水面埋立法、都市計画法、宅地造成等規制法などの許認可を受けたもの。
- ⑥土砂埋立て等の高さが1m未満のもの。

許可の基準(第6条)

◎事業主又は施工者が、次の場合は許可しない。

- ①許可取消しから5年が経過していない者。
- ②措置命令に違反又は措置命令により土砂埋立て等が停止されている者。
- ③土砂埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者。

◎災害発生防止に必要な措置が講じられていること。

◎土砂埋立て等の方法が、基準に適合していること。

許可の条件(第7条)

◎市長は、条例の目標達成のため、必要な範囲内で条件を付することができる。

変更の許可等(第8条)

◎埋立許可を受けた事業主は、変更しようとするときは市長の許可を受けなければならない。

◎変更許可を受けようとする許可事業主は、規則で定める図書を添えて、市長に申請しなければならない。

◎許可事業主は、規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

地位の承継(第9条)

◎合併等において土砂埋立て等に係る事業を継承する法人は、市長の承認を受けて、地位を継承することができる。

◎許可事業主の相続人は、当該許可事業主の地位を継承する。
許可事業主の地位を継承した相続人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

許可の取り消し(第10条)

◎市長は、次の場合、許可を取り消すことができる。

- ①1年以上許可を受けて着手しないか、土砂埋立て等をしないとき。
- ②許可条件又は変更許可の規定に違反したとき。
- ③虚偽、不正な手段により許可を受けたとき。

実効性の確保(第11～16条)

◎事業主は、次のことをしなければならない。

- ①標識の設置
- ②着手届の提出
- ③6月毎の状況報告
- ④完了(廃止)届の提出

◎市長は、事業主や施工者に対し、次のことができる。

- ①報告や資料の提供
- ②市職員による立入検査

措置命令(第17,18条)

◎市長は、許可、変更許可、許可条件に違反した事業主又は施工者に対し、停止又は必要な措置を命じることができる。

市長は、災害発生のおそれがあるとき、許可を取消した事業主又は完了・廃止後の事業主に対し、必要な措置を命じることができる。

◎市長は、措置命令等標識を設置し、その後の土砂搬入を禁止することができる。

罰則(第20～24条)

区分	違反等の内容
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	許可又は変更許可、許可条件許可又は変更許可への措置命令
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	許可条件違反への措置命令 許可取消、完了又は廃止後の措置命令
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	措置命令等標識設置後の土砂搬入
20万円以下の罰金	事業主による実施標準設置 報告義務 立入検査拒否等

◎法人等は、行為者と法人等の両方を罰する。

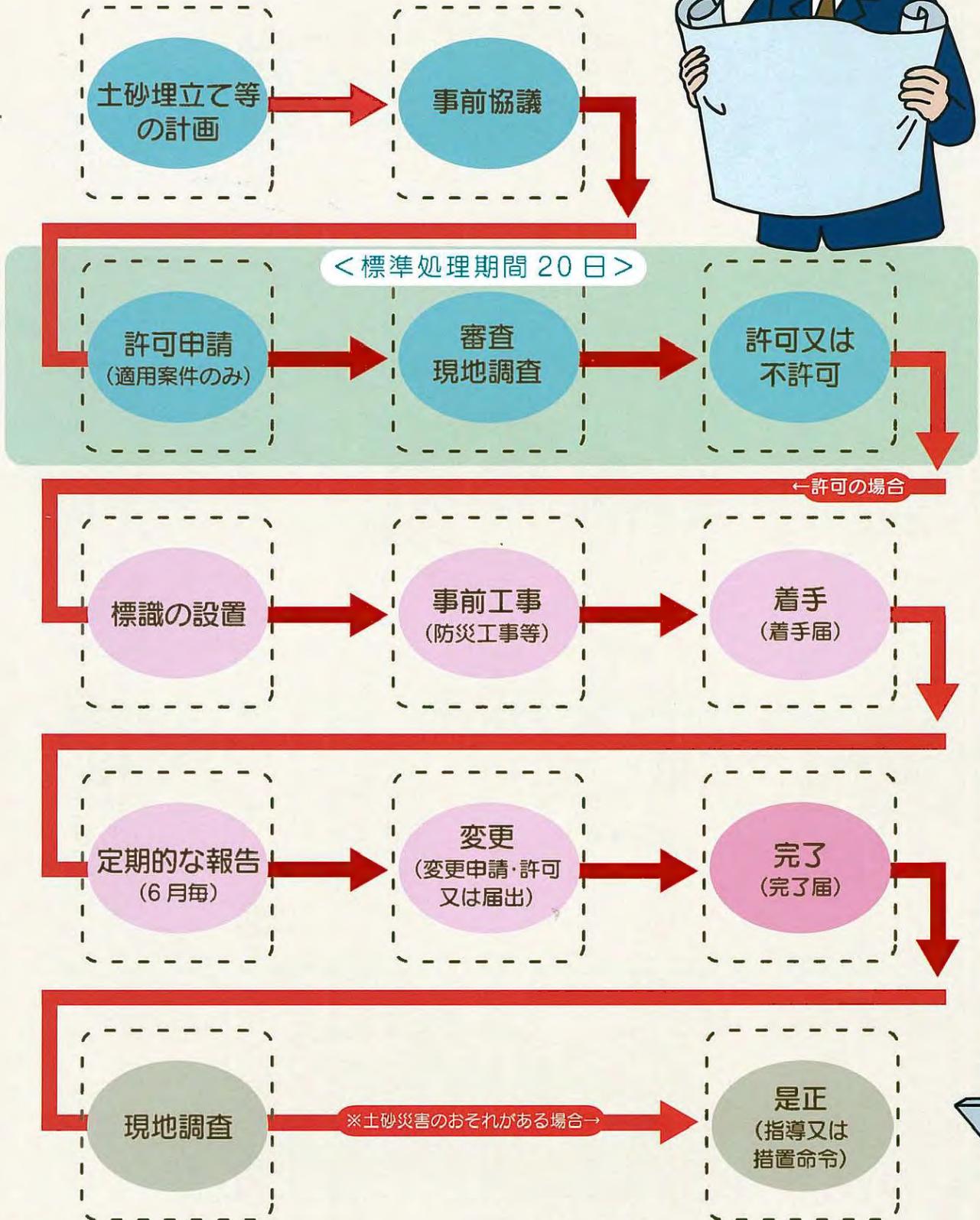
経過措置(附則)第2,3条

◎平成19年10月1日から施行する。

◎現に実施中の土砂埋立て等は、条例施行後3ヶ月後(平成20年1月1日)から適用する。

●手続きの一般的な流れ

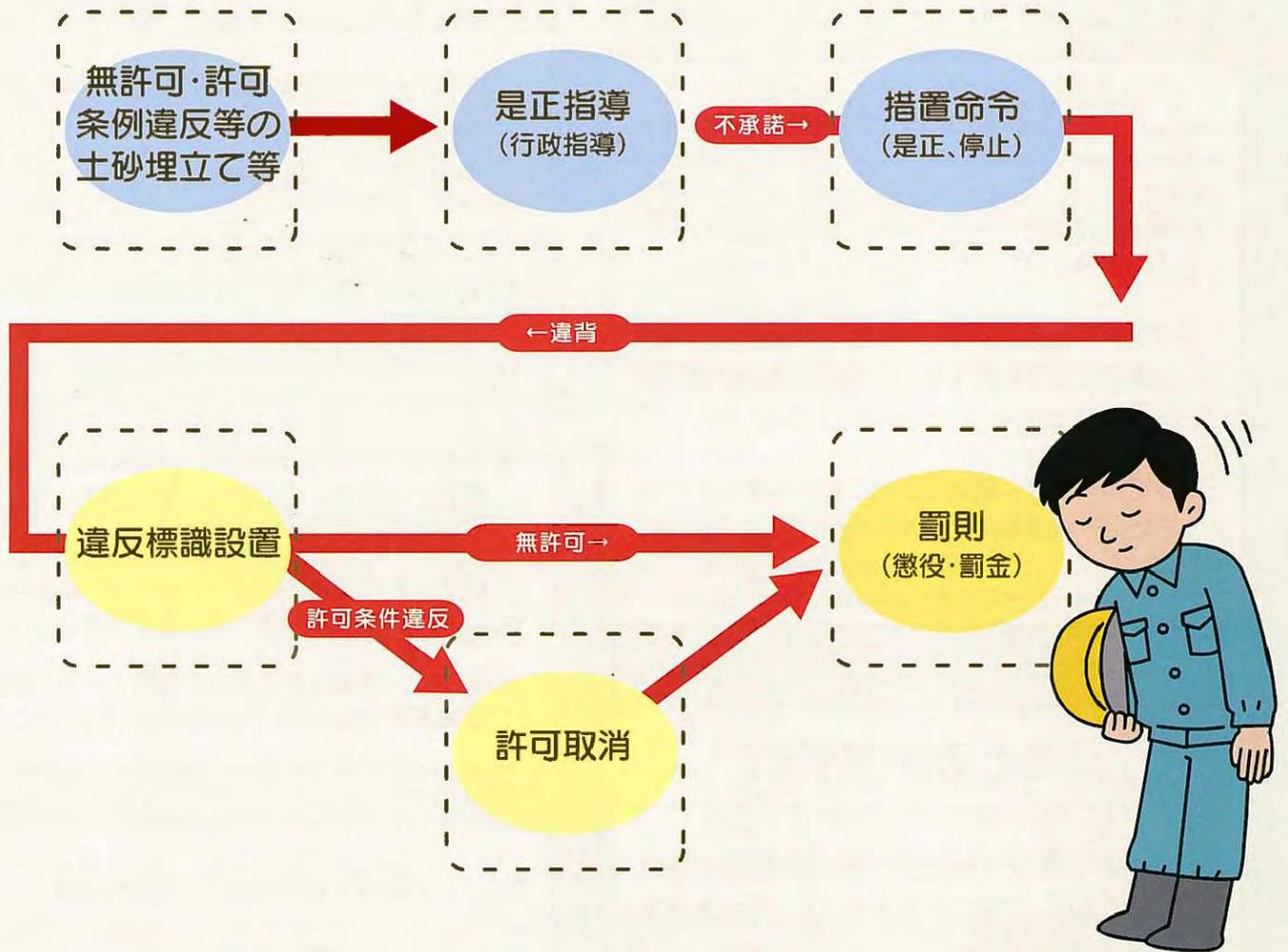
通常の場合



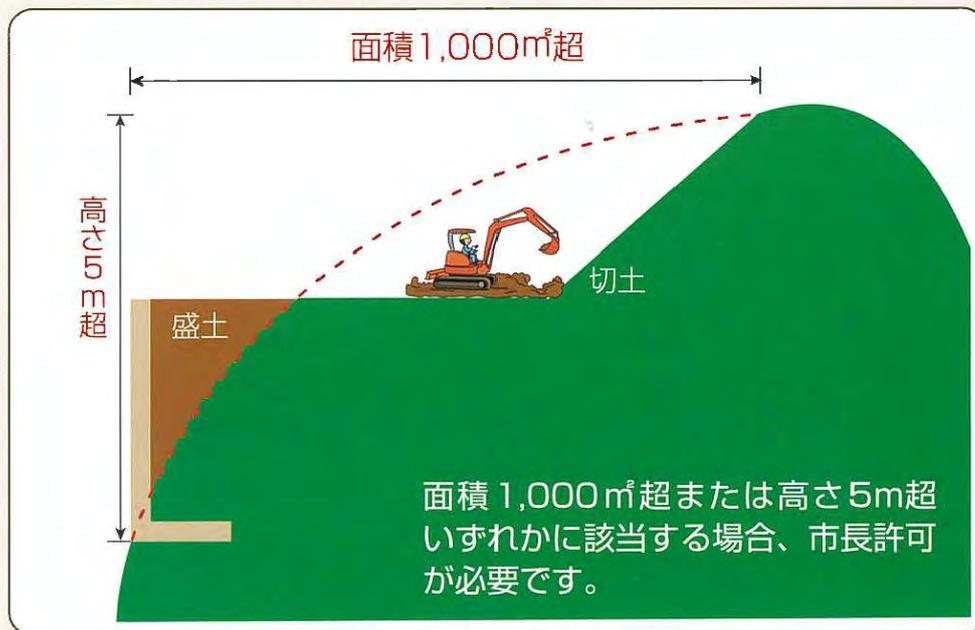
注意

- 事前工事とは工事着手前に、行なう防災工事のことで、たとえば法面を安定させる擁壁・埋設管の設置や沈砂池など、土砂埋立て等を行なう前に実施する工事のこと。

無許可等の場合



◆許可の必要な「土砂埋立て等」





農林水産業・市場
シンボルマーク「みのりん」

福岡市

<手続きの窓口>

福岡市農林水産局 農林部 森林・林政課

お問い合わせ TEL 092-711-4846 FAX 092-733-5583

ホームページ <http://www.city.fukuoka.jp>